（その１）

収支報告書

（令和 3 年分）

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☐ 政党
☑ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

（ふりがな）（ほくそうせいけいけんきゅうかい）

1 政治団体の名称 北総政経研究会

2 主たる事務所の所在地 千葉県香取市佐原ロ2164-2

3 代表者の氏名 谷田川　元

4 会計責任者の氏名 宮澤　健

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	
☑ 同一の都道府県の区域内	

問合せ先
（担当者） 濱松　真
（電話） 0478-54-5678

千葉県選挙管理委員会 -4.2.-4 受付

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	☐ 無

公職の種類 衆議院議員（現職）

資金管理団体の届出をした者の氏名 谷田川　元

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 谷田川　元

公職の種類 衆議院議員（現職）

（※）資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

3 3 6 7 4 0

定 内 郵 資 国 全 領 L
解 後 窓 N N 県 N 過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
1			5		

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）	0	1	0			13,	911, 327
①（前年からの繰越額）	0	2	0			9,	271, 248
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	0	3	0			4,	640, 079
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0			13,	574, 195
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0				337, 132

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0				0
員数	0	7	0				0人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0		1,	640,	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0		3,	000,	000	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ｱ）＋（ｲ）＋（ｳ）	1	2	0		4,	640,	000	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B （ア＋イ）	1	5	0		4,	640,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その６）

（６）その他の収入

	摘要	金額 十億	百万	千	円	収入年月日	備考
800	この頁の小計				0		
810	1件10万円未満のもの				79		
900	合計 G				79		

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			坂本　文夫			10,000		3.1.28	千葉県香取市佐原ロ2028-43	自営業	
						10,000		3.3.1			
						10,000		3.3.26			
						10,000		3.4.28			
						10,000		3.5.28			
						10,000		3.6.26			
						10,000		3.7.30			
						10,000		3.8.27			
						10,000		3.9.29			
						10,000		3.10.28			
						10,000		3.11.29			
						10,000		3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120,000					
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）								寄　附　者　の　区　分	個　　人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住　　所	職　業	備　考
			平山　眞佐雄						千葉県香取市佐原イ1710	自営業	
						10,	000	3.1.28			
						10,	000	3.3.1			
						10,	000	3.3.26			
						10,	000	3.4.28			
						10,	000	3.5.28			
						10,	000	3.6.26			
						10,	000	3.7.30			
						10,	000	3.8.27			
						10,	000	3.9.29			
						10,	000	3.10.28			
						10,	000	3.11.29			
						10,	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120,	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合　　計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			橋本　隆夫						千葉県香取市佐原イ1900	会社役員	
						5	000	3.1.28			
						5	000	3.3.1			
						5	000	3.3.26			
						5	000	3.4.28			
						5	000	3.5.28			
						5	000	3.6.26			
						5	000	3.7.30			
						5	000	3.8.27			
						5	000	3.9.29			
						5	000	3.10.28			
						5	000	3.11.29			
						5	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			薄根　経子						千葉県香取市佐原イ593	自営業	
						5	000	3.1.28			
						5	000	3.3.1			
						5	000	3.3.26			
						5	000	3.4.28			
						5	000	3.5.28			
						5	000	3.6.26			
						5	000	3.7.30			
						5	000	3.8.27			
						5	000	3.9.29			
						5	000	3.10.28			
						5	000	3.11.29			
						5	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意（1）参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
（2）同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
（3）候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）								寄　附　者　の　区　分	個　　人		
			寄附者の氏名	金　　額				年月日	住　　所	職　業	備　考
				十億	百万	千	円				
			石井　従道						千葉県香取市佐原イ1700	自営業	
						10	000	3.1.28			
						10	000	3.3.1			
						10	000	3.3.26			
						10	000	3.4.28			
						10	000	3.5.28			
						10	000	3.6.26			
						10	000	3.7.30			
						10	000	3.8.27			
						10	000	3.9.29			
						10	000	3.10.28			
						10	000	3.11.29			
						10	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合　　計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			小長谷　忠義						千葉県香取市佐原イ570	自営業	
						10	000	3.1.28			
						10	000	3.3.1			
						10	000	3.3.26			
						10	000	3.4.28			
						10	000	3.5.28			
						10	000	3.6.26			
						10	000	3.7.30			
						10	000	3.8.27			
						10	000	3.9.29			
						10	000	3.10.28			
						10	000	3.11.29			
						10	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意（1）参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
（2）同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
（3）候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千 円	年月日	住所	職業	備考
			平山　邦恵					千葉県香取市佐原イ1710	自営業	
						5,000	3.1.28			
						5,000	3.3.1			
						5,000	3.3.26			
						5,000	3.4.28			
						5,000	3.5.28			
						5,000	3.6.26			
						5,000	3.7.30			
						5,000	3.8.27			
						5,000	3.9.29			
						5,000	3.10.28			
						5,000	3.11.29			
						5,000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60,000				
8	1	0	その他の寄附							
9	0	0	合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			大塚　祐司						千葉県旭市イ1326-A708	医師	
						50	000	3.4.6			
8	0	0	この頁の小計			50	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			久保木　一三						千葉県香取市牧野20-2	自営業	
						5	000	3.1.28			
						5	000	3.3.1			
						5	000	3.3.26			
						5	000	3.4.28			
						5	000	3.5.28			
						5	000	3.6.26			
						5	000	3.7.30			
						5	000	3.8.27			
						5	000	3.9.29			
						5	000	3.10.28			
						5	000	3.11.29			
						5	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			羽生　常司						千葉県香取市佐原ロ2122-8	自営業	
						10	000	3.1.28			
						10	000	3.3.1			
						10	000	3.3.26			
						10	000	3.4.28			
						10	000	3.5.28			
						10	000	3.6.26			
						10	000	3.7.30			
						10	000	3.8.27			
						10	000	3.9.29			
						10	000	3.10.28			
						10	000	3.11.29			
						10	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			藤原　武						千葉県香取市津宮512	自営業	
						10	000	3.1.28			
						10	000	3.3.1			
						10	000	3.3.26			
						10	000	3.4.28			
						10	000	3.5.28			
						10	000	3.6.26			
						10	000	3.7.30			
						10	000	3.8.27			
						10	000	3.9.29			
						10	000	3.10.28			
						10	000	3.11.29			
						10	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意（1）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

（2）同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

（3）候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			嶋田　相一						千葉県旭市蛇園3306	会社役員	
						10	000	3.1.28			
						10	000	3.3.1			
						10	000	3.3.26			
						10	000	3.4.28			
						10	000	3.5.28			
						10	000	3.6.26			
						10	000	3.7.30			
						10	000	3.8.27			
						10	000	3.9.29			
						10	000	3.10.28			
						10	000	3.11.29			
						10	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			横田　浩昌						千葉県成田市八代750-1	自営業	
						5	000	3.1.28			
						5	000	3.3.1			
						5	000	3.3.26			
						5	000	3.4.28			
						5	000	3.5.28			
						5	000	3.6.26			
						5	000	3.7.30			
						5	000	3.8.27			
						5	000	3.9.29			
						10	000	3.10.18			
						5	000	3.10.28			
						5	000	3.11.29			
						5	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			70	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意（1）参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
（2）同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
（3）候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			布施　修一						千葉県香取市佐原イ66	自営業	
						5	000	3.1.28			
						5	000	3.3.1			
						5	000	3.3.26			
						5	000	3.4.28			
						5	000	3.5.28			
						5	000	3.6.26			
						5	000	3.7.30			
						5	000	3.8.27			
						5	000	3.9.29			
						5	000	3.10.28			
						5	000	3.11.29			
						5	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			保立　克之						千葉県香取郡東庄町笹川ろ1011	自営業	
						5	000	3.1.28			
						5	000	3.3.1			
						5	000	3.3.26			
						5	000	3.4.28			
						5	000	3.5.28			
						5	000	3.6.26			
						5	000	3.7.30			
						5	000	3.8.27			
						5	000	3.9.29			
						5	000	3.10.28			
						5	000	3.11.29			
						5	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意（1）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

（2）同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

（3）候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			佐々木　守						千葉県旭市ロ1337-3	自営業	
						5	000	3.1.28			
						5	000	3.3.1			
						5	000	3.3.26			
						5	000	3.4.28			
						5	000	3.5.28			
						5	000	3.6.26			
						5	000	3.7.30			
						5	000	3.8.27			
						5	000	3.9.29			
						5	000	3.10.28			
						5	000	3.11.29			
						5	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			岡根　清						千葉県銚子市通町1895	自営業	
						10	000	3.1.28			
						10	000	3.3.1			
						10	000	3.3.26			
						10	000	3.4.28			
						10	000	3.5.28			
						10	000	3.6.26			
						10	000	3.7.30			
						10	000	3.8.27			
8	0	0	この頁の小計			80	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意（1）参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
（2）同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
（3）候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）								寄　附　者　の　区　分	個　　人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住　　所	職　業	備　考
			秋本　優						茨城県稲敷市阿波1299	自営業	
						10	000	3.1.28			
						10	000	3.3.1			
						10	000	3.3.26			
						10	000	3.4.28			
						10	000	3.5.28			
						10	000	3.6.26			
						10	000	3.7.30			
						10	000	3.8.27			
						10	000	3.9.29			
						10	000	3.10.28			
						10	000	3.11.29			
						10	000	3.12.28			
8	0	0	この頁の小計			120	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合　　計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			廣瀬　辰臣						千葉県香取市谷中42-1	自営業	
						5	000	2.1.28			
						5	000	2.3.1			
						5	000	2.3.26			
						5	000	2.4.28			
						5	000	2.5.28			
						5	000	2.6.26			
						5	000	2.7.30			
						5	000	2.8.27			
						5	000	2.9.29			
						5	000	2.10.28			
						5	000	2.11.29			
						5	000	2.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60	000				
8	1	0	その他の寄附								
9	0	0	合計		1	640	000				

→ ※ 下記注意（1）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

（2）同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

（3）候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－３）　**政治団体**

（７）寄　附　の　内　訳　（政治団体）								寄　附　者　の　区　分		政治団体	
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			国民改革協議会		3,	000,	000	3.10.13	東京都千代田区平河町2-14-1 TSビル2階	直嶋　正行	
8	0	0	この頁の小計		3,	000,	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計		3,	000,	000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)政治団体以外の団体からの寄附は、表(その7-2)へ記載すること。

（その13-1）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目					金額	備考
1 経常経費					十億 百万 千 円	
	(1) 人件費	0	1	0	0	
	(2) 光熱水費	0	2	0	0	
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0	0	
	(4) 事務所費	0	4	0	74,195	
小計 ((1)～(4))		8	0	0	74,195	
2 政治活動費					十億 百万 千 円	
	(1) 組織活動費	0	5	0	0	
	(2) 選挙関係費	0	6	0	0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0	0	
（内訳）	ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	0	※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること
（内訳）	イ 宣伝事業費	0	9	0	0	
（内訳）	ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0	0	
（内訳）	エ その他の事業費	1	1	0	0	
	(4) 調査研究費	1	2	0	0	
	(5) 寄附・交付金	1	3	0	13,500,000	
	(6) その他の経費	1	4	0	0	
小計 ((1)～(6))		8	0	1	13,500,000	うち本部・支部間の交付金合計 円
合計		9	0	0	13,574,195	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その 14）、（その 15-1）及び（その 15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その 14)	政治活動費内訳書(その 15-1)	政治活動費内訳書(その 15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出（「コピー機により複写した領収書の写し」が必要）	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出（「コピー機により複写した領収書の写し」が必要）	不要 ※資金管理団体は必要		

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会計監査費			33,000		3.12.28	税理士　五十嵐玲彦	千葉県佐倉市稲荷台1-5-6	
この頁の小計			33,000					
その他の支出			41,195					
合計			74,195					

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　⑦ 寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 寄附金

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄付			370,	000	3.1.5	谷田川元後援会	千葉県香取市佐原ロ2164-2	
〃		1,	000,	000	3.1.25	俊葉会	千葉県千葉市中央区神明町5-19クレセントビル2階	
〃			100,	000	3.3.3	葛野会	千葉市中央区中央3-3-9-302号	
〃		1,	200,	000	3.4.2	谷田川元後援会	千葉県香取市佐原ロ2164-2	
〃		1,	000,	000	3.7.14	立憲民主党千葉県第10区総支部	〃	
〃		4,	000,	000	3.9.29	〃	〃	
〃		1,	350,	000	3.9.30	谷田川元後援会	〃	
〃		1,	000,	000	3.10.5	〃	〃	
〃			480,	000	3.10.6	〃	〃	
〃		3,	000,	000	3.10.18	立憲民主党千葉県第10区総支部	〃	
この頁の小計		13,	500,	000				
その他の支出								
合計		13,	500,	000				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア　土地	0	1	0	□	☑	
イ　建物	0	2	0	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	□	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	□	☑	
キ　有価証券	0	7	0	□	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	□	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 **4** 年 **2** 月 **4** 日

政治団体の名称　**北総政経研究会**

会計責任者の氏名　**宮澤　　健**　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和4年1月29日

北総政経研究会

代表 谷田川元 殿

登録政治資金監査人 五十嵐玲彦

登録番号第 618 号

研修修了年月日 平成21年6月29日

1 監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、北総政経研究会の令和３年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、北総政経研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

北総政経研究会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以 上